



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年12月2日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社パルコ松本店

松本市中央1-10-30ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社パルコ

東京都豊島区南池袋1-28-2

3 変更事項

駐輪場の位置及び収容台数

Table with 3 columns: 変更前, 変更後, and a numerical column. Rows include items 1, 2, 3, and a total (合計).

4 変更年月日

平成26年7月12日

5 届出年月日

平成25年11月12日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成25年12月2日から平成26年4月2日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

平成25年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりです。

平成25年12月2日

長野県知事 阿部守一

Main table with 3 columns: 同一の単位とされる保安林の所在地, 保安林の種類, 皆伐面積の限度. Contains multiple rows of data for various locations and types of security forests.

長野市大字上ヶ屋字麓原2471の84 ほか1筆	保健保安林	1.00
長野市篠ノ井塩崎字猪平797の1 ほか1大字1字4筆	保健保安林	0.56
下高井郡山ノ内町大字平穂7148の 31ほか1字2筆	保健保安林	16.14

森林づくり推進課

### 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成25年12月2日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称  
長野都市計画地域地区 用途地域
- 2 都市計画を定める土地の区域  
長野市大字大豆島字中島、字北河原、字前河原、字市右エ門島および字舟渡島の各一部
- 3 縦覧場所  
長野県建設部都市計画課及び長野市役所

都市計画課

### 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成25年12月2日

長野県上小地方事務所長 藤森靖夫

- 1 許可番号 平成25年9月5日  
長野県上小地方事務所指令25上小地建第6-6号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
上田市下塩尻字下河原1689-3
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
上田市秋和942  
信越明星株式会社 代表取締役 大谷昌史

建築指導課

### 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成25年12月2日

長野県松本地方事務所長 白鳥政徳

- 1 許可番号 平成25年7月24日  
長野県松本地方事務所指令25松地建第18-3号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
安曇野市穂高柏原2872-34

### 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安曇野市豊科4270-6

株式会社あづみ野開発 代表取締役 樽沼誠

建築指導課

### 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成25年12月2日

長野県長野地方事務所長 島田伸之

- 1 (1) 許可番号 平成25年9月27日  
長野県長野地方事務所指令25長地建第11-7号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
須坂市大字須坂字新町598、599-1の内、600、601-1、604-1、2038の内、字太子町618-5
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都豊島区東池袋3-1-1  
株式会社ファミリーマート  
代表取締役社長 中山勇
- 2 (1) 許可番号 平成25年11月13日  
長野県指令25建指第96-8号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
須坂市大字八重森字中田237-1、237-3
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
須坂市大字八重森237-2 荻原良友

建築指導課

## 公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により、田中博正ほか5名から提出された住民監査請求について、同条第4項の規定により監査した結果を次のとおり通知したので、これを公表します。

平成25年12月2日

長野県監査委員 吉澤直亮  
同 田口敏子  
同 上野紘志

25監査第58号

平成25年（2013年）11月11日

（請求人）様

長野県監査委員 吉澤直亮  
同 田口敏子  
同 上野紘志

長野県職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）

平成25年9月17日付けで受理しました長野県職員に関する措置請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により監査したので、別紙のとおり結果を通知します。

(別紙)

長野県職員に関する措置請求の監査結果

第1 請求に対する判断

本件請求を棄却する。

第2 監査の請求

1 請求人及び請求人代理人

(1) 請求人

北佐久郡軽井沢町長倉1938番地7	田中 博正
北佐久郡軽井沢町長倉1938番地7	田中 百合子
東御市八重原915番地27	西村 誠
東御市八重原915番地27	西村 悦子
千曲市大字森2505番地	竹内 昌子
長野市何去242番地	内山 卓郎

(2) 請求人代理人

北佐久郡軽井沢町大字軽井沢1068-73 弁護士 松葉 謙三

2 請求書の提出

請求書の提出は、平成25年9月17日である。

3 請求の内容

提出された長野県職員に関する措置請求書による請求の要旨は、別記1のとおりである(原文のまま)。

なお、請求人が政務調査費を違法・不当に充当していると主張する会派別の経費の一覧表である別紙1から5までの添付は、省略する。

4 監査委員の除斥

本件監査に当たり、向山公人監査委員は、議員のうちから選任された監査委員のため地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第199条の2の規定により除斥された。

5 請求の受理

本件請求は、法第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成25年9月25日、受理を決定した。

6 請求人の陳述及び証拠の提出

法第242条第6項の規定による陳述については、請求人から希望しない旨の意思表示があり、実施しなかった。また、平成25年10月18日付けで添付資料の中で欠番であった甲C2号証の10の提出があった。

7 請求書の補正

監査委員事務局において、提出された別紙1から5までの記載内容と証拠書類とを照合したところ、積算誤り、重複記載等が複数箇所で見られたため、請求人が不当利得額及び不法行為による損害賠償額として返還を求める金額の補正を求めたところ、請求人は、自由民主党県議団、県民クラブ・公明、県政ながの及び改革・新風について、平成25年10月12日及び18日付けで、補正を行った。

補正後の自由民主党県議団、県民クラブ・公明、県政ながの、改革・新風及び日本共産党県議団(以下「各会派」という。)の金額は、以下のとおりである。

なお、日本共産党県議団については、補正がなかった。

自由民主党県議団	18,857,369円
県民クラブ・公明	5,162,583円
県政ながの	6,733,550円
改革・新風	11,073,157円
日本共産党県議団	4,954,278円

### 第3 監査の実施

#### 1 監査対象事項

平成24年度一般会計の議会費の政務調査費のうち、本件請求に係る政務調査費の支出が、違法又は不当な公金の支出に当たるか、及び当該支出に対し損害の填補<sup>てんぽ</sup>のための手立てを講じていないことが財産の管理を怠る事実<sup>じじつ</sup>に当たるかについてを監査の対象とした。本件請求の中には、政務調査費の支出の日から既に1年を経過している政務調査費に係るものが含まれているが、政務調査費の交付に関する条例（平成13年長野県条例第25号）第12条第2項の規定による閲覧が可能となった時期が平成25年6月3日であることから、法第242条第2項ただし書に規定する正当な理由があるものと認めた。

#### 2 監査対象機関

政務調査費の支出事務を所管する議会事務局総務課を監査対象機関とした。

#### 3 監査対象機関の陳述

法第242条第7項の規定により、議会事務局総務課に対して陳述を求めたところ、陳述書の提出をもって陳述に代える旨の意思表示があったことから、平成25年10月16日までに提出を求めた結果、議会事務局長名による陳述書が同日付けで提出された。陳述書は、別記2のとおりである（原文のまま）。

請求人に対して、この陳述書に対する意見の有無を確認したところ、平成25年10月21日に、請求人から、反論する考えはない旨の意思表示が電子メールによりなされた。

#### 4 監査対象機関の監査

法第242条第4項の規定により、議会事務局総務課に対し、平成25年10月8日に、関係帳簿及び関係書類の調査並びに職員に対する聴き取り調査を実施し、必要に応じて議会事務局総務課を通じて各会派から説明を求めた。

### 第4 監査の結果

#### 1 事実関係の確認

##### (1) 政務調査費に関する法令等

##### ア 地方自治法

本件請求に係る平成24年4月から25年2月までの政務調査費については、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）による改正前の法（以下「旧法」という。）が適用となる。旧法は、第100条第14項後段において、「交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定し、また、同条第15項において、「条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定している。

##### イ 政務調査費の交付に関する条例

本県では、平成13年3月に「政務調査費の交付に関する条例」（平成13年長野県条例第

25号)を制定した。この条例も、証人、鑑定人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例等の一部を改正する条例(平成25年長野県条例第1号)で改正されているが、本件においては、同条例による改正前の政務調査費の交付に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定が適用となる。

旧条例第1条では、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、会派に対し政務調査費を交付することに関し必要な事項を定める旨規定し、旧条例第2条では、政務調査費は会派に対し交付すると規定している。

旧条例附則第2項では、平成24年4月1日から25年3月31日までの間に交付する政務調査費の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、月額29万円(本則上は31万円)に会派の所属議員の数を乗じて得た額と規定している。

旧条例第7条では、「会派は政務調査費を議長が定める使途基準に従い使用しなければならない。」と規定し、これを受けて、平成25年長野県議会告示第1号による改正前の政務調査費の交付に関する条例施行規程(平成13年長野県議会告示第1号。以下「旧規程」という。)第3条及び別表において、政務調査費の使途基準を次のとおり定めている。

項目	内容
調査研究費	会派が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費
研修費	会派が行う研修会、講演会等の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
会議費	会派における各種会議に要する経費
資料作成費	会派が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	会派が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費
広報費	会派が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費
事務費	会派が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費
人件費	会派が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費

旧条例第8条では、「会派は、議長が定める収支報告書(その年度において交付を受けた政務調査費に係る収入及び支出の報告書をいう。以下同じ。)に地方自治法第100条第14項に規定する調査研究に関する収入又は支出であることを証する領収書その他の証拠書類の写し(次項及び第12条において「証拠書類の写し」という。)を添えて、その年度の末日から30日以内に議長に提出しなければならない。」と規定している。

旧条例第10条では、「議長は、(中略)収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。」と規定して、政務調査費に関する調査権限を議長に付与している。

旧条例第11条では、「知事は、会派がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において行った政務調査費による支出(第7条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。」と規定している。

旧条例第12条第2項では、「何人も、議長に対し、(中略)収支報告書及び証拠書類の

写しの閲覧を請求することができる。」と規定している。

#### ウ 事務処理規則

政務調査費の交付は、事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）第5条及び別表第2の規定により、知事から議会事務局長に委任されている議会事務局の所掌に係る事項に関する予算執行権の一部に帰属する事務である。

#### エ 政務調査費マニュアル

政務調査費マニュアルは、県議会の会派が政務調査費を使用するに当たって、会派自らが判断するための指針として、平成16年8月、県議会において策定されたものである。同マニュアルは、平成25年3月に改正されているが、本件請求に係る平成24年4月から25年2月までの政務調査費については、この改正前のマニュアル（以下「マニュアル」という。）が適用される。

マニュアルが定める「使途基準の運用指針」では、活動に要した費用の全額に政務調査費を充当することが不適當な場合にあつては、各活動の実績に応じた按分により充当することとし、按分にあつての指針を以下のとおりとしている。

まず、按分を要する項目としては、政務調査費の使途基準である旧規程第3条別表に掲げる項目のうち、「事務費及び人件費に充当する場合で、調査研究活動とそれ以外の活動に係る経費とを明確に区分し難い場合にあつては、時間割合その他合理的な方法により按分して充当するものとする。」と規定し、按分割合の上限としては、「事務費（専ら調査研究活動のために使用される事務所並びに事務機器に係る経費を除く。）及び人件費（専ら調査研究業務のために雇用した職員及び勤務実績表等により調査研究業務と他の業務に従事した実態が明確に区分できる職員に係る人件費を除く。）の按分については、2分の1を上限とする。」と規定している。

さらに、項目別にも充当指針が定められており、主なものは、次のとおりである。

##### (7) 調査研究費

会派（議員）の調査研究活動に係る交通費・宿泊費に政務調査費を充当する場合は、公費出張との均衡を図るため、県の旅費規程を準用するものとする。

##### (イ) 会議費

政務調査費の充当に不適當な経費などを例示する。

##### (ロ) 資料購入費

書籍を購入した場合は、領収書等に書籍名を記載するか、当該書籍の表紙の写しを添付する必要がある。

##### (エ) 広報費

後援会等と共同して発行する広報紙の印刷費・送料・新聞折込代に政務調査費を充当する場合には、按分して充当する必要がある。また、広報紙が調査研究活動の一環として発行されるものであれば、配付先にかかわらず、政務調査費を充当することができる。

##### (オ) 事務費

###### a 事務用品購入費

後援会と兼ねた事務所及び後援会と兼ねた自宅兼事務所において使用する事務用品については、2分の1を上限として適切に按分して政務調査費を充当するものと

する。

b 事務機器等のリース料

事務機器等のリース料に政務調査費を充当する場合にあっては、下記 d の事務所の経費と同様に按分して充当するものとする。

c 通信費

携帯電話料については、2分の1を上限として適切に按分して政務調査費を充当するものとする。

d 事務所の経費

(a) 事務所の要件

事務所経費への政務調査費の充当に当たっては、次に掲げるような事務所としての要件を備えており、実際にそこが調査研究活動に使用されている場合に充当できるものとする。

- i 事務所としての外形上の形態を有していること。
- ii 事務所としての機能（事務スペース、応接スペース、事務用備品等）を有していること。
- iii 賃貸の場合には、原則として会派又は所属議員が契約者となっていること。

(b) 事務所経費の按分方針

会派（議員）活動は、調査研究活動と他の活動が渾然一体となっていることから、事務所経費への政務調査費の充当に当たっては、各活動の実績に応じて按分して充当する必要がある。ただし、会派（議員）活動は、個々で異なるため一律の按分割合を示すことは不合理であることから、それぞれの会派（議員）の活動割合に応じた合理的に説明可能な範囲で、按分率の積算根拠を明確にしておくものとする。

(c) 事務所経費への充当限度額

事務所の形態に応じた費目別の政務調査費への充当限度額（按分率を打ち切る上限をいう。以下同じ。）の基準は、以下のとおりとする。

事務所の形態 (事務所が兼ねる機能)	費 目			
	光熱費	電話料金	上下水道代金	賃借料
調査研究活動専用事務所	全額	全額	全額	全額
調査研究活動事務所＋政治団体事務所	1/2	1/2	1/2	1/2
調査研究活動事務所＋住居等	1/2	1/2	—	—
調査研究活動事務所＋政治団体事務所＋住居等	1/4	1/4	—	—

(d) 人件費

調査研究活動の補助業務のために雇用した職員の人件費には、調査研究活動の補助業務に従事している実態により政務調査費を充当することができるものである。なお、事務所職員を調査研究活動の補助業務に従事させている場合等で、調



査研究活動の補助業務とそれ以外の業務とを兼ねて従事している職員の人件費に政務調査費を充当する場合にあっては、勤務実績表等に基づく勤務時間の実態に基づいて充当するか、調査研究業務に従事した割合（平均時間、日数等）等で按分して充当する必要がある。

(e) 人件費への充当限度額

充当限度額の基準は、以下のとおりとする。

調査研究業務専任者	全額
勤務実績表等により調査研究業務に従事した実績が明確な者	実績額
上記以外の者	1 / 2

(2) 平成24年度政務調査費の支出状況

各会派の平成24年度政務調査費の交付金額は、表1のとおりである。これらの24年度政務調査費の交付に係る会計処理については、財務規則（昭和42年長野県規則第2号）にのっとり適正に行われていた。

各会派は、議長に対し、平成25年4月30日付けで平成24年度政務調査費に係る収支報告書を提出していた。主な内容は、表2及び表3のとおりであった。

議会事務局総務課は、収支報告書及び添付書類の記載事項、証拠書類の写し、使途項目区分の適否等について、平成24年度政務調査費に係る検査及び旧条例第10条の規定による調査を実施していた。

請求人は、各会派が平成24年度政務調査費を充当した経費の中には、違法・不当なものがあると主張している。各会派は、24年度政務調査費のうち、請求人が主張する政務調査費充当額として100,932,605円を充当した。このうち、請求人が違法・不当なものとして主張している額は、46,780,937円である。各会派別の内訳等は、別記3のとおりである。

表1 政務調査費交付状況

会派名	人数（人）	交付日（交付対象月）	交付額（円）
自由民主党県議団	20	平成24年4月10日（4～6月）	17,400,000
		平成24年7月10日（7～9月）	17,400,000
		平成24年10月10日（10～12月）	17,400,000
		平成25年1月10日（1～2月）	11,600,000
	計	63,800,000	
改革・新風	15（平成24年12月から14人）	平成24年4月10日（4～6月）	13,050,000
		平成24年7月10日（7～9月）	13,050,000
		平成24年10月10日（10～12月）	12,760,000
	14	平成25年1月10日（1～2月）	8,120,000
	計	46,980,000	
県民クラブ・公明	8	平成24年4月10日（4～6月）	6,960,000
		平成24年7月10日（7～9月）	6,960,000
		平成24年10月10日（10～12月）	6,960,000
		平成25年1月10日（1～2月）	4,640,000
	計	25,520,000	

日本共産党県議団	6	平成24年4月10日(4～6月)	5,220,000
		平成24年7月10日(7～9月)	5,220,000
		平成24年10月10日(10～12月)	5,220,000
		平成25年1月10日(1～2月)	3,480,000
	計	19,140,000	
県政なごの	6	平成24年4月10日(4～6月)	5,220,000
		平成24年7月10日(7～9月)	5,220,000
		平成24年10月10日(10～12月)	5,220,000
		平成25年1月10日(1～2月)	3,480,000
	計	19,140,000	
合 計			174,580,000

表2 会派別収支状況

(単位:円)

会 派 名	収入額	支出額	残 余
自由民主党県議団	63,800,000	62,117,450	1,682,550
改革・新風	46,980,000	46,980,000	0
県民クラブ・公明	25,520,000	25,520,000	0
日本共産党県議団	19,140,000	18,292,001	847,999
県政なごの	19,140,000	18,972,640	167,360
計	17,580,000	171,882,091	2,697,909

表3 政務調査費充当内訳

(単位:円)

項 目	自由民主党県議団	改革・新風	県民クラブ・公明
調査研究費	13,174,681	12,593,083	8,240,188
研修費	392,399	2,619,471	156,446
会議費	787,910	1,260,456	808,648
資料作成費	555,196	4,144	156,615
資料購入費	2,325,172	2,948,050	702,999
広報費	10,340,592	10,836,865	4,399,534
事務費	8,976,840	6,277,302	4,490,709
人件費	25,564,660	10,440,629	6,564,861
計	62,117,450	46,980,000	25,520,000
項 目	日本共産党県議団	県政なごの	合計
調査研究費	2,668,624	4,223,046	/
研修費	2,353,725	265,921	
会議費	768,180	361,760	
資料作成費	169,275	0	
資料購入費	443,650	1,342,956	
広報費	4,958,894	2,566,818	
事務費	1,113,393	2,396,918	
人件費	5,816,260	7,815,221	

計	18,292,001	18,972,640	171,882,091
---	------------	------------	-------------

## 2 判断

### (1) 監査の視点

旧条例及び旧規程において、政務調査費の使途基準は議長が定めていること（旧条例第7条並びに旧規程第3条及び別表）、収支報告書の様式は議長が定め、その提出先は議長とされていること（旧条例第8条）、収支報告書は概括的に記載する様式（旧規程第4条及び様式第4号）とされていること、及び収支報告書の調査権限は議長に与えられていること（旧条例第10条）が認められる。

これらを総合して考えれば、政務調査費の使途基準の解釈及びその適用の可否の判断について、知事の積極的な関与には制限があり、議会又はこれを構成する議員若しくは会派の自主性及び自律性を尊重する制度であると解される。

最高裁判所平成21年12月17日判決では、「政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにあるものと解される。」とし、「このような政務調査費条例及び政務調査費規程の定め並びにそれらの趣旨に照らすと、政務調査費条例は、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」と判示している。

また、会派には県政の向上と発展を模索するために日常的に調査研究活動を行うことが期待されており、この調査研究の対象は、県政全体に関する問題に広く及ぶものであって、その方法もまた多種多様なものが考えられる。したがって、調査研究の対象及び方法の選択に当たっては、議員の合理的判断に委ねられる部分もあると解される。

最高裁判所平成22年3月23日判決では、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分があることも確かである。」とも判示している。

これらのことから、支出した経費が調査研究に資するための必要な経費に当たるか否かという使途基準適合性の判断は、会派の自主性及び自律性を尊重した上で、一般的、外形的に行うことが要請されると考えられる。また、議会においては、政務調査費のより厳正な取扱いを期すため、政務調査費の充実に当たり、会派の自主的及び自律的な判断をするための指針としてマニュアルを自ら策定している。したがって、使途基準適合性の判断に当たっては、使途基準及びマニュアル（以下「マニュアル等」という。）の規定に照らして一般的、外形的に行うことが適当であると考えられる。

東京高等裁判所平成21年9月29日判決では、「本件使途基準の解釈及び運用に係る指針について、本件申し合わせ事項を決定している。」とし、「本件各支出が区政に関する調査研究に資するために必要な経費以外の経費に係る支出であるか否かは、本件各支出が本件使途基準及び本件申し合わせ事項に反するか否かを基準に判断するのが相当である。」と判示して

いる。

一方、政務調査費の財源が公金である以上、政務調査費の充當に係る会派の自主的及び自律的な判断が、無制約に許容されるわけではない。このことを合わせて考えれば、マニュアル等に従った支出であったかどうかの事後的な検証を行う本件監査において、当該支出について政務調査との関連性又は支出の必要性若しくは合理性を明らかに欠くと認められ、議会事務局総務課又は各会派から合理的説明が得られない場合には、当該支出に係る同課又は各会派の判断は妥当性を欠くものであったと考える。

以上のことから、使途基準適合性の判断は、証拠書類の写し、議会事務局総務課及び必要に応じて同課を通じて求めた各会派の説明を、マニュアル等に照らし合わせ、一般的、外形的に確認することにより行い、明らかに、マニュアル等に反しているもの又は政務調査との関連性若しくは支出の必要性若しくは合理性を欠いていると認められるものを違法・不当とすることとした。

## (2) 請求人主張の各会派の経費に対する個別の判断

請求人が違法又は不当と主張する各会派の経費に対して、議会事務局総務課保管の証拠書類の写し及び同課の説明(同課を通じて求めた各会派の説明を含む。以下同じ。)により、金額、内容等を調査した。その結果は、以下のとおりであり、内訳等は、別記3のとおりである。

### ア 「会派控室」の人件費、事務用品費、事務機器使用料、ホームページ管理費、電話代等

請求人は、「議員控室の事務は、政務調査だけでなく、政党活動、一般の議員活動、後援会活動、選挙活動などの事務も行っていると推定される。したがって、議員控室で使う人件費、事務用品費、事務機器使用料、ホームページ管理費、電話代などは、議会の議員の地位、権限、職務内容から考え、政務調査費に全部充當するべきでなく、原則として、50%按分すべきである。」と主張している。

議会事務局総務課からは、「会派は、会派控室を政党活動、後援会活動、選挙活動などの拠点として使用している実態はなく、調査研究活動の拠点として活用している。」と説明があった。

証拠書類を確認し、議会事務局総務課に確認したところ、会派控室を政党活動、後援会活動、選挙活動等の拠点として使用している事実は認められず、政務調査費を按分する場合には該当しないものと認められる。

#### (ア) 人件費

人件費は、会派控室における雇用職員に係るものであり、これらの者は、雇用契約書では政務調査に係る業務のみを行うこととされ、専ら調査研究活動に係る補助業務に従事しており、これ以外の業務を行っている状況は認められなかった。

#### (イ) 事務用品費、事務機器保守料及び事務機器使用料

事務用品購入費、事務機器等のリース料は、調査研究活動に使用するためのものであり、これ以外の用途に使用されている状況は認められなかった。

#### (ウ) ホームページ管理費

ホームページ関連経費は、会派控室で管理・運営されているホームページに係る毎月の管理又は更新に要した経費であり、当該ホームページの開設・管理・運営は、調

査研究活動のためのものであり、これ以外の用途に使用されている状況は認められなかった。

(エ) 電話代等

会派控室で使用されている電話料金、ファックス及びインターネット接続料は、調査研究活動に使用するためのものであり、これ以外の用途に使用されている状況は認められなかった。また、会派控室で提供されるお茶、コーヒー等は、調査研究活動に係る来客等の際に供するためのものであり、これ以外の用途に供されている状況は認められなかった。

イ 陳情、要望活動、要請活動、議員団総会

(ア) 陳情、要望活動、要請活動

請求人は、「会派関係の国会議員や国や長野県の役人への陳情・要請・要望活動は、議員の政治活動であり、政務調査活動ではないので、政務調査費を充当するには不適正である。これらの者との意見交換は、要望も含まれており、政治活動でもあるから、50%按分すべきである。」と主張している。

議会事務局総務課からは、「陳情や要望活動を行う際には、何らかの意見交換が行われているものであり、それは政党活動又は後援会活動とは、明確に異なる調査研究活動である。調査研究活動は広範多岐であり、政治家、行政関係者等との意見交換や情報収集活動は、マニュアル等の調査研究費に該当する。また、交通費については、経費按分という性質のものではない。」との説明があった。

政務調査費の支出における陳情、要望活動、要請活動を、証拠書類で調査したところ、調査研究活動記録票が整備され、調査をした日時、相手方、内容、経費などを確認することができた。それらの記載からは、使途基準に適合しない活動とする具体的な事実は認められなかった。また、交通費や宿泊費の支出は、マニュアル等どおりに政務調査費に充当されていた。

(イ) 議員団総会

請求人は、「議員団総会は主として議会活動であり、政治活動・選挙活動も含まれており、原則として、政務調査費を充当すべきでなく、少なくとも、50%按分すべきである。」と主張している。

議会事務局総務課からは、「議員団総会は、政策又は方針を立案及び発信するため、会派内において意見交換や議会での質問についての検討などが行われている場であり、マニュアル等の『会議費』に該当する。」との説明があった。

マニュアル等における会議費の使途は、会派における各種会議に要する経費であり、対象経費は、交通費や宿泊費などである。そこで、証拠書類を確認したところ、会議の開催日や議員ごとに支給した交通費の明細などの記載を確認することができた。それらの記載からは、政務調査活動でないとする具体的な事実は認められなかった。また、会議費の支出は、マニュアル等どおりに政務調査費に充当されていた。

(ウ) (ア)以外の調査研究

請求人は、政務調査費を違法・不当に充当していると主張する会派別の経費の一覧表である別紙1から5までの特定の政務調査費の支出に対して、「政務調査でない」「不適切」「政務調査だけでない」「50%按分」「要望・陳情もあると推定」などと主張して

いる。

証拠書類を確認したところ、これらの政務調査費の支出においては、調査研究活動記録票が整備され、調査をした日時、相手方、内容、経費などを確認することができた。それらの記載からは、政務調査活動でないとする具体的な事実は認められなかった。また、交通費や宿泊費などの支出は、マニュアル等どおりに政務調査費に充当されていた。

ウ 会派支部の person 費、事務所賃料、事務用品費、事務機器使用料、ホームページ管理費、電話代、その他の事務所経費

(ア) 按分方法

請求人は、支部事務所に後援会や政治団体を併設した場合、「政務調査費を充当する場合その数に応じた按分が必要である」と主張している。そのうえで、議員ごとに、支部に併設された後援会、政治団体などの数から、人件費や事務費についての按分率を算出し、2分の1から5分の1の充当が相当であると主張している。

議会事務局総務課からは、「各議員（各会派支部）の活動態様又は事務所の形態は一律ではなく、人件費は、調査研究活動の補助業務に従事している時間又は割合に応じて按分をしている。事務所経費は、その外形上の形態（事務所が兼ねる機能）に応じ、マニュアル等に従った按分率により適切に充当している。また、各支部事務所の形態については、議会事務局総務課において、あらかじめ会派に対し確認している。」との説明があった。

マニュアル等によれば、「人件費」の按分については、調査研究活動の補助業務に従事している場合は、その時間の全てを100%政務調査費に充当し、調査研究活動に関わる経費とそれ以外の活動に係る経費とを明確に区分しがたい場合にあっては、調査研究業務に従事した割合（平均時間、日数等）等で按分をし、50%を上限に政務調査費に充当することとしており、請求人の主張する按分方法は採用していない。

また、「事務費」のうち事務用品購入費の按分については、後援会と兼ねた事務所及び後援会と兼ねた自宅兼事務所において使用する事務用品については、2分の1を上限として適切に按分して政務調査費を充当することとしており、請求人の主張する按分方法は採用していない。

また、「事務費」のうち「通信費」である携帯電話料金の按分については、2分の1を上限として適切に按分して政務調査費を充当することとしており、請求人の主張する按分方法は採用していない。

一方、「事務費」のうち事務所の光熱費、電話料金、上下水道代金、賃借料などのいわゆる「事務所経費」の按分方法は、まず、事務所経費の按分方針として、「会派（議員）活動は、調査研究活動と他の活動が渾然一体となっていることから、事務所経費への政務調査費の充当にあたっては、各活動の実績に応じて按分して充当する必要がある。ただし、会派（議員）活動は、個々で異なるため一律の按分割合を示すことは不合理であることから、それぞれの会派（議員）の活動割合に応じた合理的に説明可能な範囲で、按分率の積算根拠を明確にしておくものとする。」と定めている。その上で、事務所経費の充当限度額は、光熱費、電話料金、上下水道代金、賃借料という費目ごとに、会派の支部が兼ねる機能により、会派支部専用事務所の場合、会派支部と

政治団体が兼ねる場合、会派支部と住居等が兼ねる場合、会派支部と政治団体と住居等が兼ねる場合の4つに分類して、それぞれに定めている（充当限度額の表は、第4の1の(1)のエの(オ)のdの(c)を参照）。例えば、会派の支部に4つの後援会が併設されている場合の光熱費の按分上限額は、請求人が主張するような団体数等の合計の5を採用して5分の1以下とするのではなく、会派支部と後援会（政治団体）という2つの機能があると分類したうえで、充当限度額の表の該当欄に記載された数値（この場合は2分の1）以下で按分することになる。同様に、会派支部に4つの後援会と自宅が併設されている場合の光熱費は、請求人が主張するような団体数等の合計の6で按分するわけではなく、会派支部、後援会（政治団体）、自宅という3つの機能があると分類したうえで、充当限度額の表の該当欄に記載された数値（この場合は、4分の1）以下で按分することになる。

(イ) 平成21年3月に改正されたマニュアルの按分率

平成16年度の政務調査費について、17年11月24日に長野地方裁判所に住民訴訟が提起され、同訴訟の東京高等裁判所における控訴審において、21年度以降の政務調査費の充当については、次の和解条項に基づき運用するという内容で、20年11月21日に和解が成立した。

- a 政務調査をした場合は、調査の都度必ず、調査日、場所、相手方、参加した議員等の氏名、目的・内容を記載した調査研究活動記録票を作成し、同記録票に可能な限り領収書等を添付し、県民の情報公開に応ずることとする。
- b 飲食費には（会費名目でも）充当しない。
- c 書籍を購入した場合は、領収書等に書籍名を記載する。
- d 運転代行代には、特別な事情により利用した場合を除き充当しない。
- e 後援会と兼ねた事務所の場合は、賃借料、電話料、電気代等事務所経費及び事務用品は2分の1充当とする。後援会と兼ねた自宅兼事務所の場合は、電話料、電気代等事務所経費は4分の1充当、事務用品は2分の1充当とする。
- f 携帯電話料は、2分の1以下の充当とする。
- g 名刺代は充当しない。

これを受け、平成21年3月にマニュアルが改正され、按分率についても、見直しをしていることを確認した。

項 目	平成21年改正	改正前
携帯電話	2分の1を上限として適切に按分	記載なし
ホームページ関連経費(会派本部が専ら調査研究のために作成・管理するものを除く。)	2分の1を上限として適切に按分	記載なし
後援会と兼ねた事務所及び後援会と兼ねた自宅兼事務所において使用する事務用品	2分の1を上限として適切に按分	記載なし

調査研究活動事務所＋政治団体事務所＋自宅等という事務所の形態（事務所が兼ねる機能）における光熱費及び電話料金	充当限度額 4 分の 1	充当限度額 3 分の 1
--	--------------	--------------

## (ウ) 会派支部の人件費

会派支部における「人件費」は、「調査研究に係る補助職員の勤務日誌」「勤務日誌」「政務調査業務 勤務実績表・領収書」「政務調査業務従事職員給与支払照明書」「出勤表」「雇用契約書」等の証拠書類及び議会事務局総務課の説明から、業務内容を確認したが、不合理な点は認められなかった。調査研究活動とそれ以外の活動に係る経費とを明確に区分しがたい場合にあっては、調査研究業務に従事した割合（平均時間、日数等）等で按分をし、50%を上限に政務調査費に充当するなど、マニュアル等どおり事務処理が行われていた。

## (エ) 会派支部の事務所賃料

「事務費」である事務所借上料の証拠書類を確認したところ、事務所の形態に応じ、毎月の実支出額に2分の1を乗じて得た金額を上限額として充当しており、按分率や按分額も適切に証拠書類に記入されていた。よって、事務所借上料は、マニュアル等どおり政務調査費に充当されていた。

## (オ) 会派支部の事務用品費

「事務費」である事務用品購入費の証拠書類を確認したところ、2分の1を上限として充当しており、按分率や按分額も適切に証拠書類に記入されていた。よって、事務用品購入費は、マニュアル等どおり政務調査費に充当されていた。

## (カ) 会派支部の事務機器使用料

「事務費」である事務機器等のリース料の証拠書類を確認したところ、2分の1を上限として充当しており、按分率や按分額も適切に証拠書類に記入されていた。よって、事務機器等のリース料は、マニュアル等どおり政務調査費に充当されていた。

## (キ) 会派支部のホームページ管理費

「広報費」であるホームページ関連経費の証拠書類を確認したところ、2分の1を上限として充当しており、按分率や按分額も適切に証拠書類に記入されていた。よって、ホームページ関連経費はマニュアル等どおり政務調査費に充当されていた。

## (ク) 会派支部の電話代

「事務費」である事務所経費の電話料金の証拠書類を確認したところ、事務所の形態に応じた費目別の政務調査費充当限度額を上限として充当しており、按分率や按分額も適切に証拠書類に記入されていた。よって、電話料金は、マニュアル等どおり政務調査費に充当されていた。

## (ケ) 会派支部のその他の事務所経費

「事務費」である事務所経費の光熱費及び上下水道代金の証拠書類を確認したところ、事務所の形態に応じた費目別の政務調査費充当限度額を上限として充当しており、按分率や按分額も適切に証拠書類に記入されていた。

また、「事務費」である通信費のはがき・切手代及びインターネット接続料の証拠書類を確認したところ、使用実態に応じて充当しており、按分率や按分額も適切に証拠書類に記入されていた。



よって、会派支部のその他の事務所経費は、マニュアル等どおり政務調査費に充当されていた。

#### エ 携帯電話料

請求人は、携帯電話料について議員所属の党役職や私的利用などを考慮のうえ、4分の1、5分の1、6分の1の充当が相当であるとの主張をしている。

議会事務局総務課からは、「携帯電話利用の実態は一様ではなく、その実態に応じ、マニュアル等に従った按分率により適切に充当している。」と説明があり、「その実態に応じ」に関しては、「携帯電話料金は、その性質上、いかなる目的でどの程度使用したのかを正確に把握することが困難であり、使用実態を裏付ける客観的な数値がないため、2分の1を上限として適切に按分する旨、マニュアル等に示している。また、政務調査用の携帯電話と私的使用の携帯電話を区分している議員もいる。」との説明があった。

「事務費」である携帯電話料金の証拠書類を確認したところ、携帯電話料金は、毎月の実支出額に2分の1を乗じて得た金額を上限額として充当しており、按分率や按分額も適切に証拠書類に記入されていた。なお、議員によって、2分の1のほか、4分の1を乗じて得た金額に政務調査費を充当しているなど按分率に違いがあったが、これらは携帯電話の使用実態に対する各議員の自主的な判断に基づくものである。よって、携帯電話料金は、マニュアル等どおり政務調査費に充当されていた。

なお、携帯電話料金の按分計算において根拠とする金額を取り違え、11月分(12月充当)の携帯電話料金を本来なら6,051円充当すべきところ、誤って7,496円充当し、1,445円の過大充当となっていた事例が1件あった。一方で、同一議員の6月分の携帯電話料金について、領収書の添付はあるものの政務調査費に金額を計上していない事例が1件(4,117円)あった。議会事務局総務課を通じて会派に確認したところ、平成25年11月8日付けで、収支報告書の訂正があった。

#### オ 書籍購入費

請求人は、書籍購入代への政務調査費の充当について、「政務調査ではない」「不適正」「100%充当しているが問題」「50%按分」などの主張をしている。

議会事務局総務課からは、「マニュアル等の資料購入費中に書籍購入代の項目を設け、領収書等に購入した書籍名を記載するか、当該書籍の表紙の写しを添付することを義務付けた上で、政務調査費が充当できることを明示している。各議員は、社会通念上妥当な範囲で、マニュアル等に従い、政務調査費を全額充当している。『社会通念上妥当な範囲』については、娯楽性の有無又は県政との関連性の有無がそれに当たるものとする。ただし、その判断に当たっては、各会派及び議員の自主性、自律性及び裁量が最大限尊重されるべきものとする。」と説明があった。

「資料購入費」である書籍購入代の証拠書類を確認したところ、購入した書籍名を領収書等に記載しており、政務調査活動対象外の図書であるとする事実は認められなかった。よって、書籍購入代は、マニュアル等どおり政務調査費に充当されていた。

#### カ 県政報告書の印刷費、新聞折り込み代、郵送費

請求人は、「県政報告書を作成し、配布する目的には、政務調査の目的より、県民に自分の活動を知らせ、名前を売り、選挙に有利にする目的が大きいため、議論についての記載内容が、詳しくなく、議論の内容より、顔写真や活動写真がかなり多くなる傾向が

あり、また、文章より議論の項目程度になり、議論の内容が分からないものが多い。したがって、政務調査費を充当するのは、原則として50%～80%とすべきである。」と主張している。

議会事務局総務課からは、「マニュアル等の広報費中に広報紙印刷費・送料・新聞折込代の項目を設け、後援会等と共同して発行する場合には、按分して充当する必要があることを明示しており、マニュアル等に従い、実態に応じた按分率を採用し適切に充当している。ただし、按分の具体的方法については、各会派の裁量の範疇<sup>ちゆう</sup>と考える。」と説明があった。

「広報費」である広報紙印刷費などの証拠書類や広報紙などを確認したところ、行事の写真など政務調査費を充当しない紙面の部分を特定し、その部分の面積を、紙面全体に占める面積割合等により按分率を定め、印刷費、送料及び新聞折込代の経費を当該按分率により按分している事例が認められた。その按分計算方法なども精査したが、適切なものであった。一方、政務調査費を100%充当している広報紙もあり、これらについては、紙面内容を検討したが、政務調査活動対象外であるとする事実は認められなかった。よって、広報紙印刷費、広報紙等送料及び新聞折込代は、マニュアル等どおりに政務調査費に充当されていた。

### (3) 結論

上記のとおり、請求人主張の各会派の経費について、明らかに、マニュアル等に反しているもの又は政務調査との関連性若しくは支出の必要性若しくは合理性を欠いていると認められるものはなかった。

したがって、請求人の主張には理由がないから、本件請求を棄却する。

## (別記1) 長野県職員に関する措置請求書

## 監査請求の要旨

## 第一 当事者

監査請求人は、長野県民である。

長野県知事は、阿部守一である。

平成24年度の長野県会議員の会派として、自由民主党、県民クラブ・公明、県政ながの、改革・新風、日本共産党などの各県議団がある。

## 第二、政務調査費（政務活動費に改正される前）の使途基準

## 第1、地方自治法100条14項、15項は以下のとおり定めている。

「⑭普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」

「⑮前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入および支出の報告書を議長に提出するものとする」

## 第2、政務調査費の支給についての条例（政務活動費に改正される前）

長野県においては、政務調査費の交付に関する条例第7条に「会派は、政務調査費を議長が定める使途基準に従い使用しなければならない」と定め、政務調査費の交付に関する条例施行規定第3条は「条例第7条の使途基準は、別表のとおりとする」と定めている。

また第7条の別表では、「調査研究費」「研修費」「会議費」「資料作成費」「資料購入費」「広報費」「事務費」「人件費」の8種類の使途費目を定めている。

同条例11条は以下のとおり定めている。

「第11条 知事は、会派がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において行った政務調査費による支出（第7条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。」と定めている。

従って、長野県議会の政務調査費は、「その年度において」支出された、「長野県議会の議員の調査研究に資する」ため「必要な」「経費」に限って、支出が認められる。

## 第3 長野県議会の平成24年度の県議会派の政務調査費の違法、不当な充当の中身

## 1 「議員控室」（又は「本部」）の人件費、事務用品費、事務機器使用料、ホームページ管理費、電話代などは50%按分すべき

各会派の県庁にある「議員控室」（また「本部」という）においては、議員全員のための事務を担当していると推定されるが、議員控室の事務は、政務調査だけでなく、政党活動、一般の議員活動、後援会活動、選挙活動などの事務も行っていると推定される。したがって、議員控室で使う人件費、事務用品費、事務機器使用料、ホームページ管理費、電話代などは、議会の議員の地位、権限、職務内容から考え、政務調査費に全部充当すべきでなく、原則として、50%按分すべきである（いくつかの判例においてもそのように判断している。仙台高裁19・4・26、仙台高裁19・12・20、青森地裁22・3・26、大分地裁23・2・24）。しかるに、各会派は、100%政務調査費から充当している。違法と言うほかない。

## 2 陳情、要望活動、要請活動、議員団総会

会派関係の国会議員や国や長野県の役人への陳情・要請・要望活動は、議員の政治活動であり、政務調査活動ではないので、政務調査費を充当するには不適正である。これらの者との意見交換は、要望も含まれており、政治活動でもあるから、50%按分すべきである。

議員団総会は主として議会活動であり、政治活動・選挙活動も含まれており、原則として、政務調査費を充当すべきでなく、少なくとも、50%按分すべきである。

## 第4 各議員所属の県議団の支部事務所に後援会や政治団体等の併設状況と人件費・携帯電話料など事務費・事務所賃料の政務調査費充当の按分について

下記議員は、支部事務所に後援会等政治団体を併設しており（甲C6号証の1の政党、政治団体一覧表）、政務調査費を充当する場合その数に応じた按分が必要である（和歌山地裁平成25.1.29判決はこのことを認め、数に応じ、2分の1ないし7分の1に按分した）。

なお、各議員ごとの政務調査費への充当の割合を下記に記載した。

### 1 自由民主党県議団

#### (1) 石田治一郎議員

同議員の支部事務所には、同議員の後援会と政治団体「信濃治政会」「五月会」と自由民主党長野支部が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）支部事務所の人件費、事務費、事務所賃借料への政務調査費の充当は、5分の1とすべきである。

#### (2) 下崎県議

同議員の支部事務所には、同議員の後援会と下崎建設株式会社事務所と自民党千曲支部が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件費と事務所賃借料への政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

#### (3) 古田議員

同議員の支部事務所には、同議員の後援会「翔英会」と政治団体「古田政経研究会」と自由民主党飯田市第一支部が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）支部事務所の人件費への政務調査費の充当は、4分の1とすべきである。

#### (4) 萩原議員

同議員の支部事務所には、同議員の後援会と自由民主党松本市第一支部が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）支部事務所の人件費・電話代などの事務費への政務調査費の充当は、3分の1とすべきである。

#### (5) 服部宏昭議員

同議員の支部事務所は、自宅にあり、さらに同議員の後援会と政治団体「北信濃会」が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、同事務所の事務費への政務調査費の充当は4分の1が相当であり、携帯電話は、私的にも使うので、政務調査費の充当は5分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

#### (6) 望月雄内議員

同議員の支部事務所には、同議員の望月雄内後援会と政治団体「信雄会」と自民党安

曇野市第一支部が併設されており(甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表)、人件費、リース代(何をリースしたか不明—甲C1の305)家賃、電気代、電話代等の事務費への政務調査費の充当は4分の1が相当であり、携帯電話は、その上、自民党長野県連遊説対策委員長としても私的にも使うので、政務調査費の充当は5分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(7) 木下茂人議員

同議員の支部事務所には、同議員の後援会と政治団体である「伊那新風会」、「新風21」が併設されており(甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表)、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件費、家賃、電気代、駐車場、電話代、デジカメ代などの事務費への政務調査費の充当を100%しているが、充当は3分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。また、携帯電話料は、その上、自民党長野県連広報対策委員長としても私的にも使用するはずであり、政務調査費への充当は、4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(8) 村石議員

同議員の支部事務所には、同議員の後援会「須高を愛するか」「住みよい街をつくる会」が併設されており(甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表)、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件費、事務費への政務調査費の充当を100%しているが、充当は3分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(9) 本郷一彦議員

同議員の支部事務所には、同議員の後援会と自民党松本市第二支部が併設されており(甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表)、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件費、電話代、ファックス代などの事務費への充当を100%しているが、政務調査費の充当は3分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(10) 平野議員

同議員の支部事務所には、同議員の後援会と政治団体『平成会』自民党上田市支部が併設されており(甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表)、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件費、電話代、ファックス代などの事務費への充当を100%しているが、政務調査費の充当は3分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(11) 風間辰一議員

同議員の支部事務所には、同議員の政治団体「辰風会」と「辰風会風間辰一後援会」と自民党長野市第一支部が併設されており(甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表)、人件費、電話代など事務費への政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

携帯電話は、その上、自民党長野県連党紀副委員長としても私的にも使うので、政務調査費の充当は5分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(12) 西沢正隆議員

同議員の支部事務所には、同議員の後援会と政治団体「むつ月会」と自民党長野市第三支部が併設されており(甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表)、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は5分の1が相当であり、

これ以上の充当は違法である。

(13) 垣内基良議員

同議員の支部事務所には、同議員の後援会と「垣内基良政治経済研究会」が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、人件費、電話代など事務費への政務調査費の充当は3分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

携帯電話は、自民党長野県連財務副委員長としても（甲C6号証の35）私的にも使うので、携帯電話代への政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(14) 清沢英男議員

同議員の支部事務所には、同議員の後援会「筑山会」が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件費への充当を100%しているが、政治活動もしているはずであり、政務調査費の充当は2分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。携帯電話は、その上、自民党長野県連遊説対策副委員長としても、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当である。

(15) 小池清議員

同議員の支部事務所には、同議員の後援会「清和会」「小池建設株式会社事務所」が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、自民党長野県連副幹事長であり、携帯電話は、その上、自民党長野県連広報対策副委員長としても私的にも使うので、携帯電話代への政務調査費の充当は多くても4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(16) 小松稔議員

同議員の支部事務所には、同議員の後援会が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、政務調査費の充当は2分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。携帯電話は、その上、私的にも使うので、携帯電話代への政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(17) 丸山栄一議員

同議員の支部事務所には、同議員の後援会と政治団体である「自友会」と「自民党中野市支部」が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件費、事務所賃料、ファックス代等の事務費への政務調査費の充当を100%しているが、充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。また、携帯電話料は、その上、自民党長野県連遊説対策副委員長としても私的にも使用するはずであり、政務調査費への充当は、多くても5分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(18) 今井議員

同議員の支部事務所には、同議員の後援会とイマイ照明株式会社と自民党茅野市・富士見町・原村第1支部が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件費、事務所賃料、ファックス代等の事務費への政務調査費の充当を100%しているが、充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。また、携帯電話料は、その上、自民党長野県連遊説対策副委員

長としても、私的にも使用するはずであり、政務調査費への充当は、多くても5分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(19) 高橋議員

同議員の支部事務所には、同議員の後援会と自民党長野県下伊那第1支部が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、同県議が同事務所の事務所賃料、電話代等の事務費への政務調査費の充当を100%しているが、充当は3分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。また、携帯電話料は、私的にも使用するはずであり、政務調査費への充当は、4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(20) 桃井進議員

同議員の支部事務所には、同議員の「桃井進後援会（キャッチボール会）」と自民党佐久支部が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、人件費、電話代等への政務調査費の充当は3分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

2 県民クラブ・公明県議団

(1) 宮澤敏文議員

同議員の支部事務所には、同議員の後援会と国土整備研究会が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、支部事務所と国土整備研究会とは、コピー機・プリンターなどの機器使用料及び携帯電話料を2分の1按分しているが（甲C2の7）、後援会とさらに2分の1ずつ按分すべきである。

(2) 小松千万蔵議員

同議員の支部事務所には、同議員の後援会が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(3) 諏訪光昭議員

同議員の支部事務所には、同議員のすわ光昭後援会が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(4) 太田昌孝議員

同議員の支部事務所には、同議員の「太田昌孝後援会」が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件費への政務調査費の充当を100%しているが、充当は2分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(5) 中川宏昌議員

同議員の支部事務所は、同議員の後援会活動もされており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、公明党の活動もしており、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件費への政務調査費の充当を100%しているが、充当は2分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

## (6) 小池議員

同議員の支部事務所には、同議員の「後援会」が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件費への政務調査費の充当を100%している（24年11月から25年2月まで）が、充当は2分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

## (7) 清水議員

同議員の支部事務所には、同議員の「後援会」が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件費への政務調査費の充当を100%しているが、充当は2分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

## 3 県政ながの県議団

## (1) 高橋宏議員

同議員の支部事務所には、同議員の後援会が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件費への政務調査費の充当を100%しているが、充当は2分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

## (2) 鈴木清議員

同議員の支部事務所には、同議員の「鈴木清後援会」と株式会社グローバルシステムサイエンス（代表取締役鈴木清）が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件費への政務調査費の充当を100%しており、事務所代金は50%充当しているが、充当は3分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

## (3) 宮本衡司議員

同議員の支部事務所には、同議員の「宮本こうじ後援会」が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件費への政務調査費の充当を100%しているが、充当2分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

## (4) 向山公人議員

同議員の支部事務所には、同議員の「公友会」が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件費への政務調査費の充当を100%しているが、充当は2分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

## (5) 佐々木祥二議員

同議員の支部事務所には、同議員の後援会と政治団体「祥和政経研究会」が併設され



ており(甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表)、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件費・電気代・切手代などの事務費への政務調査費の充当は3分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(6) 金子ゆかり議員

同議員の支部事務所には、同議員の「金子ゆかり後援会」と政治団体「萌友会」が併設されており(甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表)、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件費への政務調査費の充当を100%しているが、充当は3分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

4 改革・緑新議員団及び改革・新風県議団

(1) 倉田竜彦議員

同議員の支部事務所には、同議員の後援会と政治団体「長野経済研究会」と「民主市民フォーラム」が併設されており(甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表)、同議員は、民主党長野県連幹事長でもあり、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件費・事務費への政務調査費の充当は3分の1が相当であり、携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(2) 寺島義幸議員

同議員は、民主党長野県総支部副代表を務め、同議員の支部事務所には、同議員の「寺島よしゆき一後援会」と政治団体「蓼浅会」が併設されており(甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表)、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件費・事務所賃料への政務調査費の充当を100%しているが、充当は3分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(3) 竹内久幸議員

同議員は、同議員の支部事務所には、同議員の「竹内久幸後援会」と政治団体「竹内久幸自治研究会(睦月会)」が併設されており(甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表)、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件費事務所賃料への政務調査費の充当を100%しているが、充当は3分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(4) 野澤徹司議員

同議員の支部事務所には、同議員の「野澤てつじ後援会」と政治団体「新しい湖北の会」があり(甲C6号証の1)、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件・事務費・事務所賃借料への政務調査費の充当は3分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(5) 小島康晴議員

同議員の支部事務所には、同議員の「小島康晴後援会」と政治団体「清新会」が併設

されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件・事務費・事務所賃借料への政務調査費の充当は3分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(6) 甕裕一議員

同議員の支部事務所には、同議員の「もたい裕一後援会」が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、同議員は民主党長野県連広報局長でもあり、携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(7) 吉川彰一議員

同議員の支部事務所には、同議員の「吉川彰一後援会」と政治団体「下伊那地域振興フォーラム」と税理士事務所が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件費・事務費への政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は5分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(8) 山岸喜昭議員

同議員の支部事務所には、同議員の「山岸よしあき後援会」と政治団体「こもろ元気の会」が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件費への政務調査費の充当を100%しているが、充当は3分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(9) 堀場秀孝議員

同議員の支部事務所には、同議員の「堀場ひでたか後援会」が併設されており（甲C6号証の1）、同議員は民主党長野県総支部の県民運動局長も務め、民主党関係の宣伝がなされており、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件費・事務費への政務調査費の充当は3分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(10) 続木幹夫議員

同議員の支部事務所には、同議員の「つづき幹夫後援会」が併設されており（甲C6号証の1）、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件費への政務調査費の充当を100%しているが、充当は2分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。同議員は民主党長野県連市民ネット局長でもあり、携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(11) 中川博司議員

同議員の支部事務所には、同議員の後援会と社会民主党松本支部が併設されており（甲C6号証の1）、同議員は社会民主党長野県連幹事長も務め（甲C4の1）、民主党関係の宣伝がなされており、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件費への政務調査費の充当は3分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当

は違法である。

(12) 依田明善議員

同議員の支部事務所には、同議員の「依田めいぜん後援会」もあり(甲C6号証の1)、携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(13) 石和大議員

同議員の支部事務所には、同議員の「石和大後援会」もあり(甲C6号証の1)、携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(14) 荒井武志議員

同議員の支部事務所には、同議員の「荒井武志後援会」が併設されており(甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表)、携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(15) 下沢順一郎議員

同議員の支部事務所には、同議員の後援会、政治団体「風の子しもじゅんを囲む会」が併設され(甲C6号証の1)、事務費・人件費への政務調査費の充当は3分の1が相当であり、携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

第5 県政報告書への政務調査費の充当について

県政だよりなど県政報告書の印刷費、新聞折り込み代、郵送料(名古屋高裁21・9・17、旭川地裁21・10・20、東京高裁22・11・5)については、100%政務調査費から充当されている。

県政報告書は、一応、県議会の議論の内容が記載されているが、議員の皆さんが、県政報告書を作成し、配布する目的には、政務調査の目的より、県民に自分の活動を知らせ、名前を売り、選挙に有利にする目的が大きいため、議論についての記載の内容が、詳しくなく、議論の内容より、顔写真や活動写真がかなり多くなる傾向があり、また、文章より、議論の項目程度になり、議論の内容が分からないものが多い。したがって、政務調査費を充当するのは、原則として50%~80%とすべきである。中には、政務調査より、後援会目的や選挙目的が大部分となっている県政報告書もあり、これらは、政務調査費を充当するのは、20%が相当であり、また、政務調査費を充当するのは不適切と言うものもある。

中には、政務調査費を100%充当してもよいものも一部ある。

第三 各会派の違法支出理由と額

各会派の政務調査費の違法な充当の中身と不当利得額、不法行為による損害賠償額は、以下のとおりとなる。

1 自由民主党県議団

自由民主党県議団は、別紙1の別表1-1ないし12のとおり違法支出理由で、違法支出した。別紙1の違法支出総合計欄記載のとおり、同会派の不当利得額、不法行為による損害賠償額は、合計、1911万5377円である。

2 県民クラブ・公明

県民クラブ公明は、別紙2の別表2-1ないし10のとおり、違法支出理由で、違法支出した。別紙2の違法支出総合計欄記載のとおり、同会派の不当利得額、不法行為による損害賠償額は、合計、金531万0088円である。

### 3 県政ながの

県政ながのは、別紙3の別表3-1ないし9のとおり、違法支出理由で、違法支出した。別紙3の違法支出総合計欄記載のとおり、同会派の不当利得額、不法行為による損害賠償額は、合計、金767万7414円である。

### 4 改革・新風

改革・新風は、別紙4の別表4-1ないし12のとおり、違法支出理由で、違法支出した。別紙4の違法支出総合計欄記載のとおり、同会派の不当利得額、不法行為による損害賠償額は、合計、金1145万9231円である。

### 5 日本共産党

日本共産党は、別紙5の別表5-1ないし4のとおり、違法支出理由で、違法支出した。別紙5の違法支出総合計欄記載のとおり、同会派の不当利得額、不法行為による損害賠償額は、合計、金495万4278円である。

## 第四 怠る事実

以上のとおり、長野県知事は、自由民主党県議団らによる地方自治法100条14項、15項、及び、長野県政務調査費の交付に関する条例違反行為によって多大な損害を被っている。長野県知事阿部守一は、今現在に至るまで全く上記損害の填補のための手だてを取っていないものであり、地方自治法242条1項における「怠る事実」があると認められる。

## 第五 正当な理由

本件請求の中には、行為があってから1年以上経過したものがあるが、平成24年度の政務調査費の資料が公開されたのは、平成25年6月1日であり、1年を経過したことの「正当な理由」があることは明白である。

## 第六 結論

よって、監査委員は、長野県知事阿部守一に、次のとおり勧告することを求める。

「長野県知事阿部守一は、平成24年度の政務調査費の返還として、自由民主党県議団に対し金1911万5377円を、県民クラブ・公明に対し金531万0088円を、県政ながのに対し金767万7414円を、改革・新風に対し金1145万9231円を、日本共産党に対し金495万4278円を返還させること。」

上記のとおり、地方自治法242条1項の規定により別紙事実証明書を添付の上必要な措置を請求する。

添付資料（事実証明書）

### 1 情報公開された政務調査費資料の一部

- ① 自由民主党県議団の証拠（甲C1号証の1～169）
- ② 県民クラブ・公明の証拠（甲C2号証の1～98）（甲C2号証の10は欠番）
- ③ 県政ながのの証拠（甲C3号証の1～63）
- ④ 改革・新風の証拠（甲C4号証の1～63）
- ⑤ 日本共産党の証拠（甲C5号証の1～12）
- ⑥ 政治団体一覧表（甲C6の1）

## (別記2) 監査対象機関(議会事務局)の陳述書

## 陳述書

## 1 総論

平成24年度交付の政務調査費に係る平成25年9月17日付け住民監査請求(以下「24年度分請求」という。)における監査請求人らの主張は、平成24年1月27日付け、及び同年10月10日付けの住民監査請求(以下、前者を「22年度分請求」、後者を「23年度分請求」という。)と、ほぼ同内容であることから、その際、当局から提出した陳述書の内容を以下に引用し、24年度分請求についても、各会派が、法の趣旨に基づいた条例・規程に定める用途基準に、そして充当の指針たるマニュアルに合致した執行を適時適切に行っており、監査請求人らが主張するような「怠る事実」が存在しない旨、主張する。

なお、政務調査費制度については、平成24年8月、地方自治法が改正され、同25年3月から政務活動費制度へと移行したが、24年度分請求は、政務調査費制度下の11か月分を監査対象としていることから、以下の陳述も政務調査費制度下における状況を記載した旨、補足する。

## 2 政務調査費制度についての基本的な考え方

政務調査費制度は、「議会の調査研究活動を活発にし、議会の審議能力を強化する。」とともに、「その用途の透明性を図り、情報公開を促進する。」観点から、平成12年の地方自治法の一部改正により創設された制度で、交付の対象、額及び交付の方法については、条例で定めることとされ、この地方自治法の規定を受けて、本県では「政務調査費の交付に関する条例」(以下「条例」という。)及び「政務調査費の交付に関する条例施行規程」(以下「規程」という。)を制定し、議会各会派に政務調査費を交付している。

議員の調査研究(政務調査)活動は、県政の政策課題・議会で審議する案件等について行う調査研究・情報収集のための活動、県民・政治家・行政関係者・民間団体等との意見交換・情報収集を行う活動、研修会や講演会の開催及び他団体が開催するそれらの会合への参加などの政務調査能力を向上させるための活動、政策や方針を立案及び発信するため、会派内・会派間において意見交換や意見調整を行う活動、県民等に対して行う広報活動、及びそれらの活動を実施するための補助的・経常的な活動など広範多岐にわたっている。

これら、広範多岐にわたる調査研究活動の範囲や政務調査費の活用については、会派及び議員の自主性・自律性を尊重することも求められている。

また、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の役割が増大してきている中であって、地方議員についても、その主たる役割である政策形成機能や執行機関の監視機能の重要性が増してきており、その基礎となる議員の調査研究活動の領域についても拡大してきている。

一方で、議員の調査研究活動が広範であるため、その活動について誤解や疑念を招く場合も考えられることから、県民の理解を得るためには、議員の日常的に行われるその他の活動(政党活動、選挙活動、後援会活動及び私的な活動など)と明確に区分していくことが要請されている。

そこで、長野県議会においては、全国に先がけ、平成15年度分の政務調査費から、領収書

を含む全ての証拠書類を公開するとともに、政務調査費について、より厳正な取扱いを期すため、平成16年度に「政務調査費マニュアル」(以下「マニュアル」という。)を策定し、それを基準として、政務調査費の適正な執行に努めている。現に、政務調査費の用途をめぐる社会情勢の変化や本県議会各会派を相手取った住民訴訟の和解条項を反映するかたちで、平成21年3月にマニュアルを改正し、時代の要請にも応えてきているところである。

[参考]

○平成22年4月12日 最高裁判決(抜粋)

「政務調査費は議会による市の執行機関に対する監視等の機能を果たすための調査研究活動に充てられることも多いと考えられるところ、会派による個々の政務調査費の支出について、その具体的な金額、支出等を逐一公にしなければならないとなると、当該支出に係る調査研究活動の目的、内容等を推知され、その会派及び所属議員の活動に対する執行機関や他の会派等からの干渉を受けるおそれを生ずるなど、調査研究活動の自由が妨げられ、議員の調査研究活動の基盤の充実という制度の趣旨、目的を損なうことにもなりかねないことから、政務調査費の収支に関する議長への報告の内容等を上記の程度にとどめることにより、会派及び議員の調査研究活動に対する執行機関や他の会派等からの干渉を防止しようとするところにあるものと解される。」

○平成22年3月23日 最高裁判決(抜粋)

「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分があることも確かである。」

○平成21年12月17日 最高裁判決(抜粋)

「政務調査費条例は、政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた調査研究活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」

○第29次地方制度調査会答申(抜粋)

- ・「本格的な地方分権時代を迎え、地方公共団体は自らの責任と判断でその任務を遂行し、住民の負託に応えていかなければならない。(中略)地方公共団体におけるチェック機能のあり方が問われている。住民自治の根幹をなす地方議会の役割(中略)は、一層その重要性を増している。」
- ・「議会は、多様な民意を反映しつつ、団体意思の決定を行う機能と、執行機関の監視を行う機能を担っている。(中略)地方分権の進展等に伴い、地方公共団体の処理する事務は今後さらに増大するとともに、事務の処理に当たっても、条例により自主的に定めることができる範囲が拡大するなど、地方公共団体の責任領域が拡大するものと考えられ、議会機能のさらなる充実・強化が求められている。」
- ・「議会の議員は、議会における審議・討論にとどまるものではなく、政策形成のための調査研究活動や住民の意思を把握するための諸活動等、広範にわたる。」

### 3 政務調査費の充当についての基本的な考え方

平成22年3月23日の最高裁判決においては、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断にゆだねられている部分があることも確かである」とされている。すなわち、規程第3条に定める政務調査費の使途基準（以下「使途基準」という。）に合致しているか否かの判断をするに当たっては、各会派・議員の自主性・自律性及び調査研究活動に対する裁量を尊重すべきものとする。

また、平成22年4月12日の最高裁判決においては、「会派による個々の政務調査費の支出について、その具体的な金額、支出等を逐一公にしなければならないとなると、当該支出に係る調査研究活動の目的、内容等を推知され、その会派及び所属議員の活動に対する執行機関や他の会派等からの干渉を受けるおそれを生ずるなど、調査研究活動の自由が妨げられ、議員の調査研究活動の基盤の充実という制度の趣旨、目的を損なうことにもなりかねない」とされている。すなわち、国における立法事務費の事例にも見られる様な特殊性や秘密性を有する調査研究活動への充当についても、各会派・議員の合理的判断の範疇に属するものとする。

一方、政務調査費の財源が貴重な公金であることに鑑み、条例・規程等とは異なり法的な拘束力や規範性を有しているわけではないが、政務調査費について、より厳密な取扱いを期すため、県議会の各会派が自ら判断するための指針としてマニュアルを策定したところである。さらには、政務調査費をめぐる社会情勢の変化や本県における住民訴訟の和解条項を反映するかたちで改正を加え、それを基準として政務調査費のより厳格な執行に努めている。

もとより、議員の活動は広範多岐にわたり、調査研究（政務調査）活動以外の支出も、当然、多々ある訳であるが、政務調査費の充当に当たっては、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とした上で、マニュアルに従い、調査研究に要した費用の実費に充当することを原則としている。ただし、調査研究のために自家用車を使用した場合の交通費（燃料代）及び宿泊した場合の食卓料については、実費の把握が困難であること等から、県の旅費規程を準用して定額で充当している。また、使途基準の項目中、事務費及び人件費に充当する場合で、調査研究活動とそれ以外の活動に係る経費とを明確に区分しがたい場合には、時間割合その他合理的な方法により、広報費については、後援会等と共同して発行する場合には、按分して充当するものとしている。

### 4 住民監査請求のあった経費への充当について

#### (1) 会派控室における人件費・事務費等について

マニュアルでは、前述したとおり、事務費及び人件費について、調査研究活動とそれ以外の活動に係る経費とを明確に区分しがたい場合には、時間割合その他合理的な方法により按分して充当するものとし、具体的な按分方法も示している。

ただし、当然ながら調査研究活動専門事務所については、事務費・人件費について、全額充当が可能であり、指摘のあった各会派は、会派控室を政党活動や後援会活動、選挙活動などの拠点として使用している実態はなく、調査研究活動の拠点として活用しており、マニュアルに従って全額充当しているところである。

(2) 陳情、要望活動、要請活動、議員団総会について

前述したとおり、調査研究（政務調査）活動は広範多岐にわたり、政治家・行政関係者等との意見交換や情報収集活動は、調査研究（政務調査）活動の一環であり、陳情、要望活動、要請活動は、マニュアルの「Ⅱ 使途基準の運用指針」に明示した「3 項目別充当指針」のうち、調査研究費に該当する。

議員団総会は、同様に、政策や方針を立案及び発信するため、会派内において意見交換を行う場であり、同じくマニュアルの「3 項目別充当指針」のうち、会議費に該当する。

社会通念上、これらの経費を按分することは想定されておらず、マニュアルでは、前述のとおり、原則、事務費・人件費及び広報費についてのみ、按分という方法を採用している。

(3) 会派支部における人件費・事務費等について

会派支部は、会派に所属する議員が会派としての調査研究活動を実施する上で最も住民に近い活動拠点であり、マニュアル上も、各議員の事務所を会派の支部事務所と位置付けて政務調査費の充当を認めている。

前述したとおり、マニュアルでは、会派の調査研究活動に係る事務費（後述の事務所経費に係るものを除く。）及び人件費について、調査研究活動とそれ以外の活動に係る経費とを明確に区分しがい場合には、時間割合その他合理的な方法により按分して充当するものとし、具体的な按分方法も示している。

また、会派支部の事務所経費については、マニュアルの「3 項目別充当指針」の事務費中に「5 事務所経費」の項目を設け、「事務所」としての要件を備えており、実際にそこが調査研究活動に使用されている場合に政務調査費を充当できることを明示している。さらに、事務所で使用する光熱費、電話料金、上下水道代金及び賃借料については、事務所の形態に応じた費目別の充当限度額（按分率の打ち切り上限）の基準を定めている。

なお、各議員（各会派支部）の活動態様や事務所の形態は一様ではなく、その実態に応じ、マニュアルに従った按分率により適切に充当している。

(4) 携帯電話料について

携帯電話は、同一の端末が調査研究活動とそれ以外の活動とに用いられることがありうることから、その料金については、マニュアルの「3 項目別充当指針」の事務費中に「4 通信費」の項目を設け、「2分の1を上限とし適切に按分して政務調査費を充当」と明記している。

携帯電話利用の態様は一様ではなく、その実態に応じ、マニュアルに従った按分率により適切に充当している。

(5) 本代について

本代については、マニュアルの「3 項目別充当指針」の資料購入費中に「\*書籍購入代」の項目を設け、「領収書等に購入した書籍名を記載するか、当該書籍の表紙の写しを添付する」ことを義務づけた上で、政務調査費が充当できることを明示している。各議員は、社会



通念上妥当な範囲で、マニュアルに従い、政務調査費を全額充当している。

(6) 県政だよりなど広報費について

広報紙印刷代やそれに付随する送料、新聞折込代については、マニュアルの「3 項目別 充当指針」の広報費中に「1 広報紙印刷費・送料・新聞折込代」の項目を設け、「後援会等と共同して発行する（中略）場合には、按分して充当する必要がある」旨、明示している。

広報紙の発行の在り方は、実態として各会派（支部）で一様でなく、マニュアルに従い、現に実態に応じた按分率を採用し、適切に充当している。

5 会派支部における人件費・事務費等に関する補足及び反論

平成24年12月7日付け長野県監査委員による「長野県職員に関する措置請求に係る監査結果」が引用している平成21年9月29日東京高裁判決においては、「本件各支出が（中略）調査研究に資するために必要な経費以外の経費に係る支出であるか否かは、本件各支出が本件使途基準及び本件申合せ事項に反するか否かを基準に判断するのが相当」としている。この考え方を本件に当てはめれば、政務調査費の充当が適法か否かの判断に当たっては、規程に定める使途基準及びマニュアルに反するか否かを基準として判断するのが妥当ということになる。

この点、使途基準及びマニュアルの内容は、23年度分請求について棄却（一部却下）した前述の監査結果以後も変更されておらず、その一方、各会派における24年度の充当の実態も23年度以前の状況と変わりはない。

すなわち、24年度分請求に係るこれらの支出への充当については、使途基準及びマニュアルには反しておらず、従って、当該充当についての違法性はないということになる。

6 まとめ

平成12年の政務調査費制度の創設以来、本県議会は、政務調査費の活用を通じ「議会の審議能力の充実強化」に努めるとともに、全国に先がけて「使途の透明性を高め、情報公開を促進」する取組を進めてきたことは、既に申し上げたとおりである。

本県議会においては、政務調査費を活用し、「長野県男女共同参画社会づくり条例」、「長野県食と農業農村振興の県民条例」、「長野県議会基本条例」、「長野県歯科保健推進条例」、そして「長野県がん対策推進条例」など、数多くの議員提案条例の制定や様々な政策提言に努め、地域課題の実現を図ってきたところである。

その結果、議員・委員会提出の議案数は、都道府県のなかで、平成18年から21年まで4年続けて第1位を、また、全国市民オンブズマン連絡会議による情報公開ランキング（政務調査費関係）でも、平成17年から発表が行われた最終年である平成20年まで、4年続けて第1位という実績を誇っている。

また、この間、政務調査費の使途をめぐる社会情勢の変化や本県議会各会派を相手取った住民訴訟の和解条項を反映するかたちで、平成21年3月にはマニュアルを改正し、さらなる透明性の確保や使途の明確化を図り、政務調査費のより厳格な執行に努めてきたところである。

もとより、各会派による調査研究活動への政務調査費の充当は、各会派及び議員の自主性・自律性が尊重されるべきものであるが、一方で、公金からの支出でもあるため、法の趣旨に基

づいた条例・規程に定める使途基準に、そして、充當の指針たるマニュアルに合致した執行を、各会派で適時適切に行っており、監査請求人が主張するような違法かつ不当な支出は存在しないものとする。

なお、監査請求人らは、22年度分請求については平成24年4月2日付けで、23年度分請求については、同12月21日付けで、それぞれの結果を不服として、長野地方裁判所に住民訴訟を提訴し、現在も係争中にある。このような状況下において、24年度交付分についても十分な立証も行わないままに、再び住民監査請求に及んだことは誠に遺憾である。

監査委員各位におかれましては、本県の政務調査費制度の運用実態に基づき、また、住民監査請求及び訴訟に至ったこれまでの経過に鑑み、ご判断を頂きますよう要望するものであります。